

七飯町地域公共交通活性化協議会 第5回会議について

開催日	平成21年3月30日(月)
開催場所	七飯町文化センタースターホール
協議事項	1 七飯町地域公共交通総合連携計画(素案)について 2 七飯町地域公共交通総合連携計画の概要(案)について
協議結果	事務局より経緯を説明し協議したところ、協議事項は全て承認されました。
その他	七飯町地域公共交通活性化協議会の次回以降の開催については、今後地域と協議し、結論を出してからとなり、開催まで時間がかかることが予想されるが、今後の協力を依頼した。 また、各委員の任期については、平成21年度末までであるが、来年度以降については分科会同様、ボランティアでの委員活動を依頼した。

## 七飯町地域公共交通活性化協議会 第5回会議概要

### [事務局]

議事(ア)七飯町地域公共交通総合連携計画(素案)提案に係る経緯について説明いたします。

まず、計画されてから現在までの会議等の動きですが、平成19年7月11日に第1回コミュニティバス検討委員会を立ち上げ、検討委員会として4回、その後この検討委員会を法定協議会である七飯町地域公共交通活性化協議会に移行し、現在まで5回、計9回の会議を開催しております。併せて、協議会前段に町内の団体の意思統一を図るための分科会を4回開催してきております。

コミュニティバス検討委員会では、まずコミュニティバスそのものの理解を深めると、各地域の導入事例について検討し、アンケート調査の実施などについて協議をしてきました。

平成19年7月11日に開催した第1回検討委員会では、コミュニティバスの概要及び他団体の導入事例について、今後の検討事項について

同年9月11日に開催した第2回検討委員会では、検討委員会として実施するアンケート調査について、コミュニティバスの先進地である当別町におけるコミュニティバスの導入事例について

同年12月20日に開催した第3回検討委員会では、9月～10月にかけて行ったアンケート結果についての報告をしております。

翌年平成20年2月7日に開催した検討会として最後になる第4回検討委員会で法定協議会への移行について、先進地の導入事例について協議してまいりました。

その後、平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて、国の支援を受けながらコミュニティバスの導入について検討するため、検討委員会を平成20年3月5日に七飯町地域公共交通活性化協議会に移行し、国の支援制度を受けるための地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書の策定や事業計画、アンケート調査の実施・検証などについて協議をしてきております。

平成20年3月5日に開催した第1回協議会では、地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書について

同年6月26日に開催した第2回協議会では、平成20年度事業計画について、平成20年度歳入歳出予算について

同年10月17日に開催した第3回協議会では、役場の機構改革に伴う規約の改正について、今までの経過について、七飯町地域公共交通総合連携計画策定調査の進め方、アンケート調査の実施及びアンケート内容について、深夜乗合タクシーの運行について、協議してきました。

その後、アンケート調査について町内会連合会を通じて各地区連合会におじゃまし、アンケート調査の協力を依頼し、昨年12月中旬にその集約が終了いたしました。

調査の実施が決定してから、調査が終了するまで約2カ月要したのは、検討委員会でアンケートを実施しているにもかかわらず、またなぜ実施するのかという疑問、そして町内会としては実施するのであれば自らがアンケート内容をきちんと把握した中で実施したいという要望もあり、各地域の連合会の会合に直接お伺いしてお願いするという手続きをとったことによります。

このような経過を踏まえ、町内会の協力により12月中旬にすべてのアンケートを回収し分析した結果を、年が明けた本年1月27日の第4回協議会でアンケート集計結果について、アンケート結果に基づいた七飯町コミュニティバス導入検討における収支試算書(概算)の説明について、今後の予定について、地域公共交通活性化・再生総合事業事後評価(案)について、規約の改正について協議をしてきました。

この第4回協議会で、町民負担の受任限度、希望する路線、収支が大枠で明らかになりました。この町民負担の限度額と希望する路線をもとに、町内を4地区に分けて4台のバスで運行するとした場合、その収支を算出した結果約7200万円の支出に対して1600万円の運賃収入しか期待できず、非常に厳しいという現実が明らかになりました。

このため、コミュニティバスだけにこだわるのではなく、乗合タクシーや町内会などによる自主運行も含めて検討していくこととしました。

この結果に基づいて、3月23日に開催した第4回分科会で、お手元に配布してある七飯町地域公共交通総合連携計画(素案)について協議しました。

分科会では、コミュニティバスを走らせるということに合意ができていない状況の中で、計画で平成21年度に実証運行に向けた計画を立案し、平成22年度から実施するという記載は、あたかも21年度から走らせるという誤解を受ける可能性があるなどといった意見もあり、事務局として運輸局と事前に計画素案について協議した結果として、コミュニティバスの導入を前提として協議会を結成し、検討してきたところであるので、引き続き検討という表現ではなく実施するという表現にさせていただいたことを説明してまいりました。

しかし、実態としてはコミュニティバスについても、乗合タクシーについても、町内会

などによる自主運行についてもすべて平成22年度から実証運行するということが決定したわけではなく、本年度1年間かけて引き続き昨年調査したアンケート結果や今回のバス運行路線のシュミレーションをもとにして協議会構成メンバーとなっている各団体に入り、意見交換をした中で最終結論を出したいと考えていることとで了承を得、本日に至っております。

とりわけ、バスの運行については、バス事業者であっても路線を決定し、実際に運行するまでに3年程度の時間をかけて検討することでお聞きしておりますので、今申し上げた通り地域の皆さんの意見を聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上のような今までの経過を踏まえて、七飯町地域公共交通総合連携計画(素案)についてご提案申し上げます。

〔委員〕

七飯町地域公共交通総合連携計画の概要において、10.その他に法第7条による提案の有無とあるが、この法とは何か。

〔事務局〕

法律は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律である。条文については手持ち資料がないため回答できないがご理解いただきたい。

〔委員〕

七飯町地域公共交通総合連携計画(素案)において、4-1短期計画の(2)町内会等による交通サービス自主運行の実施とあるが、これは何か。

また、国土交通省では運輸安全マネジメント等事業者に安全管理を求めている。安全性は考慮されているのか。

〔事務局〕

これは町内会に限定したものではなく、例えば、NPO等も視野に入れている。行政主導ではなく地域主導による交通手段の提供として記載させていただきたい。安全面等の詳細は今後十分検討していきたい。

〔委員〕

運輸局にお聞きしたいが、無償による乗合事業の場合、運輸局はどのくらい関与することとなるのか。また逆にどこまでなら地域でできるのか。

〔運輸局〕

無償であれば運輸局は関与しようがなく、活動は自由である。有償であれば、社会福祉協議会なら運行可能であるが、町内会は不可である。ただし、無償といってもどこかで金銭の授受が発生すれば有償とみられる可能性があり、注意願いたい。

〔事務局〕

公共交通サービス自体が福祉的なものになる可能性も考えられる。

〔委員〕

同じく運輸局にお聞きしたいが、事故等が発生したときはどうなるのか。

〔運輸局〕

無償であれば運輸局は関与しないので、当事者同士の対応となる。有償であれば保険加入等が義務づけられる。

〔委員〕

運行モデルコース(素案)が本町地区しかない。峠下・藤城地区、大沼地区、大中山地区もシミュレーションしてほしい。

また、峠下・藤城地区についてはバス停中心ではなく、JR仁山駅についても考慮をお願いしたい。

〔事務局〕

モデルコースは住民アンケートの結果において最も希望が多かった本町地区としている。このモデルコースは既存の公共交通事業者等と調整した結果ではなく、案の1つということをご理解いただきたい。

来年度はアンケート調査結果を含め、地域に入って説明していきたいと考えているので、よろしく願いたい。